

広島県公安委員会告示第 15 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 8 日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
OS14 05	告示の日 (令和 3 年 3 月 8 日)から 3 年間	回胴式遊 技機	S オニハマ 4 H 2	ベルコ株式会社 代表取締役 高山 聡志 (大阪府大阪市天王寺区生 玉前町 1 番 27 号)	左同
OS14 83	同上	同上	S デジスロ A 9	株式会社ヤマ 代表取締役 徳山 誠祐 (東京都台東区東上野一丁 目 19 番 6 号)	左同